

居宅介護支援事業所 花蓮 運営規程

(事業の目的)

第1条

株式会社風夢（以下「事業者」という。）が開設する居宅介護支援事業所 花蓮（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者（以下「介護支援専門員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのない公正中立に行う。

4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等及び指定特定相談支援事業者との連携に努める。

(内容及び手続の説明及び同意)

第3条

事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得るものとする。

2 事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画の作成に当たって、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求められること等について説明を行い、理解を得るものとする。

3 事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

①名称 居宅介護支援事業所 花蓮

②所在地 富士市松岡 703 番地の1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条

事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

①管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅護支援の提供に当たるものとする。

②介護支援専門員 1名以上

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第6条

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

①営業日

月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日、12月30日から1月3日までを除く。

②営業時間

午前8時30分から午後5時30分までとする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第7条

指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、法定代理受領サービスであるときは、利用者からは利用料を徴収しないものとする。

①指定居宅介護支援の内容

- ・利用者の要介護認定に係る申請の代行
- ・居宅サービス計画の作成
- ・指定居宅サービス事業者との連携調整その他の便宜の提供
- ・居宅サービス計画の実施把握と、居宅サービス計画の変更その他の便宜の提供
- ・介護保険施設の紹介

②利用者の相談を受ける場所

- ・事務所内相談室、必要に応じて居宅訪問を実施

③使用する課題分析票の種類

- ・23標準課題分析を満たす内容の書式

④サービス担当者会議の開催場所

- ・事務所内相談室、必要に応じてお客様の居宅

⑤電子媒体等による担当者会議の開催を、利用者・家族の同意を得たうえでサービス担当者会議を④以外の場所での開催が可能とする。

- ・退院・退所加算の要件である面談およびカンファレンス

- ・特定事業所加算の要件である定期的に行われる会議（週1回程度）

⑥介護支援専門員の居宅訪問頻度 最低月1回（※1）

⑦モニタリングの結果記録 最低月1回

⑧ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から以下について、利用者に説明を行うとともに、介護サービス情報公表制度で公表する。

・前6カ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合（努力義務）

・前6カ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合（努力義務）

⑨利用者等の意思決定に基づき、貸与又は販売を選択できることとし、介護支援専門員や福祉用具専門相談員は、貸与又は販売を選択できることについて十分な説明を行い、選択に当たっての必要な情報提供及び医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえた提案を行うこととする。

⑩訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション等については、主治の医師等がその必要性を認めたものに限られるものであることから、介護支援専門員は、これらの医療サービスを居宅サービス計画に位置付ける場合にあっては主治の医師等の指示があることを確認し、利用者がこれらの医療サービスを希望している場合その他必要な場合には、介護支援専門員は、あらかじめ、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めるとともに、主治の医師等とのより円滑な連携に資するよう、当該意見を踏まえて作成した居宅サービス計画については、意見を求めた主治の医師等に交付しなければならない。

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- ・実施地域を越えた地点から、1kmにつき 20円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条

通常の事業の実施地域は、富士市・富士宮市・沼津市・三島市・裾野市・伊豆の国市・伊豆市・熱海市・駿東郡長泉町・駿東郡清水町・駿東郡小山町・田方郡函南町・静岡市・御殿場市

(事故発生時の対応)

第9条

介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(虐待の防止)

第10条

- ①事業者は、利用者の尊厳等を尊重し、虐待防止等の権利擁護に関する研修を実施。
- ②事業者は、地域の虐待防止ネットワーク等の関係機関とも密接な連絡を取り、虐待防止に努めること。
- ③事業所は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会を立ち上げ、指針を整備し、高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供ができるように研修等を通じて、職員にそれらに関する理解を促す。
- ④事業者は、上記措置を適切に実施するために担当窓口および担当者を設置する。

相談窓口：株式会社風夢 居宅介護支援事業所 花蓮

担当者：管理者 植松一美

連絡先：0545-30-8705

年1回以上の委員会・研修の実施

(身体拘束防止)

第11条

- ①事業所は、身体拘束等の発生の防止・早期発見に加え、身体拘束等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会を立ち上げ、高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供ができるように研修等を通じて、職員にそれらに関する理解を促すことと周知徹底を図ることとする。また、従業者等に対し、身体拘束防止のための指針を整備し、研修を定期的に実施するとともに、上記措置を適切に実施するために担当窓口および担当者を設置する。

相談窓口：株式会社風夢 居宅介護支援事業所 花蓮

担当者：管理者 植松一美

連絡先：0545-30-8705

年1回以上の委員会・研修の実施

(非常災害等における連携及び協力)

第12条

- ①事業者は、非常災害等の発生した場合に、そのサービス提供が継続できるよう、ほかの社会福祉施設との連携及び協力を実行する体制を構築すること。
- ②事業所は、感染症が発生、またはまん延しないように講すべき措置として業務継続計画を作成し感染予防・災害対策として委員会を立ち上げ、指針を整備し、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修、訓練の実施は、全ての従業者が参加できるようにする。
- ③事業所は、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年2回以上）に実施。
- ④事業所は、業務継続計画に基づき、年1回、利用者及び従業者等の避難、救出その他必要な訓練を行い、地域住民との連携を図り参加が得られるよう努める。
- ⑤上記措置を適切に実施するために担当窓口および担当者を設置する。

非常災害感染症対策窓口：株式会社風夢 居宅介護支援事業所 花蓮

担当者：管理者 植松一美

連絡先：0545-30-8705

年2回以上の委員会・研修の実施

(ハラスメント対策)

第13条

- ①事業者は、職場におけるハラスメントの内容、職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発をする。
- ②事業者は、相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、職員に周知する。
- ③事業所は、上記措置を適切に実施するために委員会を設置し、担当窓口および担当者を設置する。

相談窓口：株式会社風夢 居宅介護支援事業所 花蓮

担当者：管理者 植松一美

連絡先：0545-30-8705

年1回以上の委員会・研修の実施

(介護現場の生産性の向上の取り組み)

第14条

①事業所は、介護現場の生産性向上の取組を推進する観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じた必要な対応を検討し、利用者の尊厳や安全性を確保しながら事業所全体で継続的に業務改善に取り組む環境を整備するため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び従業者等負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付けることとする。

相談窓口：株式会社風夢 居宅介護支援事業所 花蓮

担当者：管理者 植松一美

連絡先：0545-30-8705

年1回以上の委員会・研修の実施

(その他運営についての留意事項)

第15条

事業者は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

①採用時研修 採用後1ヶ月以内

②継続研修 年2回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社風夢と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

③※1について

人材の有効活用及び指定居宅サービス事業者等との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から、次に掲げる要件を設けた上で、少なくとも2月に1回（介護予防支援の場合は6月に1回）、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月において、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うことを可能とする。

ア 利用者の同意を得ること。（懇切丁寧に説明の上、書面での同意を求める）

イ サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。（主治医等による医学的観点からの意見等を求めることが、利用者の通院時・訪問診療時の立会いによる意見照会も可であるが、サービス担当者会議での合意を含め、合意に至るまでの過程を記録しておくこと）

・利用者の心身の状況が安定していること。

・利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通できること。

・介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

④ケアマネジャー1人当たりの取扱件数

基本報酬における取扱件数との整合性を図る観点から、指定居宅介護支援事業所ごとに1以上の員数の常勤のケアマネジャーを置くことが必要となる人員基準について、次のとおりとする。

ア 原則、要介護者の数に要支援者の数に1／3を乗じた数を加えた数が44以下であれば必要なケアマネジャーの員数は1とし、44の倍数（44に満たない端数の場合も含む。）ごとに1ずつ増すこととする。

イ 指定居宅介護支援事業者と指定居宅サービス事業者等との間において、居宅サービス計画に係るデータを電子的に送受信するための公益社団法人国民健康保険中央会のシステムを活用し、かつ、事務職員を配置している場合においては、要介護者の数に要支援者の数に1／3を乗じた数を加えた数が49以下であれば必要なケアマネジャーの員数は1とし、49の倍数（49に満たない端数の場合も含む。）ごとに1ずつ増すこととする。

⑤「書面掲示」規制の見直し

・事業所内での「書面掲示」を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、「書面掲示」に加え、原則としてウェブサイトに掲載することを義務付ける。

⑥管理者兼務

・利用者への居宅介護支援に支障がない場合においては、同一敷地内にある他の事業所の職務、同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務が可能とする。

・管理者の責務について、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことである旨を明確化した上で、管理者が兼務できる事業所の範囲について、管理者がその責務を果たせる場合には、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても兼務可能とする。

附 則

この規程は、令和5年4月1日より施行する。

この規程は、令和5年5月1日より施行する。

この規程は、令和6年4月1日より施行する。